

評議会・役員の報酬等及び 費用弁償に関する規程

社会福祉法人
河田母子厚生会

社会福祉法人河田母子厚生会 評議会・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人河田母子厚生会（以下「本会」という。）の定款第8条および第22条の規定に基づき評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めることによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うために本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬等の額）

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

- 2 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

（報酬支払方法）

第4条 前条に規定する報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
所得税・復興税は税率に合わせて預かる。但し領収書は税抜を明示している。

（費用の弁償）

第5条 評議員及び役員に対しては、費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年6月24日から施行する。

別表 1 評議員の報酬

	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)	年度上限額
定時評議員 会への出席	10,000 円	1 回×10,000=10,000 円	7 人×10,000=70,000 円	300,000 円
臨時評議員 会への出席	10,000 円	1 回×10,000=10,000 円	7 人×10,000=70,000 円	

別表 2 非常勤役員の報酬

(1) 理事

	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)	年度上限額
理事会 への出席	10,000 円	3 回×10,000=30,000 円	4 人×30,000=120,000 円	300,000 円
その他の 業務	10,000 円	3 回×10,000=30,000 円	4 人×30,000=120,000 円	

(2) 監事

	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)	年度上限額
理事会・評議員会・ 監事監査等への出席	10,000 円	7 回×10,000 =70,000 円	2 人×70,000 =140,000 円	200,000 円
その他の業務	10,000 円	3 回×10,000 =30,000 円	1 人×30,000 =30,000 円	

(3) 評議員選任・解任委員

	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)	年度上限額
選任・解任 委員会への出席	10,000 円	2 回×10,000=20,000 円	1 人×20,000=20,000 円	100,000 円

(4) 第三者委員

	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)	年度上限額
第三者委員会への出席	10,000 円	2 回×10,000=20,000 円	2 人×20,000=40,000 円	100,000 円

この規定は R7 年 6 月 24 日より施行する。